

# 総合支所中心の組織・執行体制の充実策

～人にやさしい創造的な地域社会の実現をめざして～

平成21年7月21日  
区役所改革推進本部

## 1 区役所・支所改革の取組み

### (1) 新たな試み

平成18年4月「区民に信頼され、区民の身近にあり、区民の誇りを創造する区政」の実現を目指して区役所・支所改革はスタートしました。この改革では、①区民が身近なところで行政サービスを受けられるよう区役所（本庁）及び支所の機能・役割を見直し、組織体制の再編を行う、②区民、NPOとの協働推進と都心型コミュニティを実現するための体制づくりを行う、③区民が区政に積極的に参画し職員も地域に出て区民の意見を聞くことにより、相互理解のもとで、区民と職員が「ともに改革し、ともに担う新しい区役所」を目指す、という理念の下、5地区に総合支所を開設するとともに、区役所（本庁）が総合支所を支援するという体制に再編整備したものです。

これに伴い総合支所及び支援部の役割分担として、総合支所は地域における課題の解決及び身近な区民サービスの拠点としての役割を、支援部は総合支所の事務を総合的に支援する組織としての役割を担うとともに、総合調整と分野別の政策調整機能を担うこととしました。

区民に近いところで質の高い行政サービスを提供できる体制は、区民の利便性の向上や区民との協働プロジェクトの増加、職員の意識改革など様々な成果を着実に上げる一方、支援部との連携における役割分担の再確認や支援部によるサポート体制の強化などの必要性も明らかになってきました。

### (2) 改革の検証と課題整理

改革については、更なる推進を目指して平成20年度から検証を始め、総合支所及び支援部等の組織を2年間で段階的に再編していくこととしました。検証では、総合支所及び支援部等が実施しているすべての事務事業について網羅的な検証を行い、整理すべき課題を明確にし、解決に向けて改善策の検討を進めるとともに、区民参画組織、NPO、町会長・自治会長及び職員等から意見聴取を行いました。また、今後の区民サービスの向上に活用することを目的として、改革の取組みの方向性や妥当性について有識者等による外部評価を実施しました。

区役所・支所改革は「区民と協働して、地域のことは地域で解決できるようにする」ことを基本的な理念としているため、まず、平成21年4月に区民サービスの拠点である総合支所内組織を再編し、その後、平成22年4月の支援部等の組織再編に向けた検討を重ね、この度この充実策を取りまとめたものです。

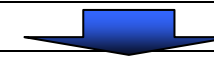
## <改革の検証と組織再編までの経緯>

全庁組織を挙げて次の取組みを総合的に行い、得られた結果等をこの充実策の取りまとめにつなげています。

【意見聴取及び課題検討】	
・総合支所各課長との意見交換	平成20年 4月
・区民参画組織及びNPO等に対するアンケート調査	5月～6月
・区役所・支所改革の検証及び意見交換（総合支所）	5月～6月
・区役所・支所改革の検証及び意見交換（支援部等）	6月～8月
・充実策（総合支所内組織の再編）の素案に対する区民意見の募集	7月～8月
・職員に対するアンケート調査	7月～8月
・課題検討チームによる検討（事務事業に関する課題の整理）	7月～9月
・総合支所各課長との意見交換	9月
・町会長・自治会長に対するアンケート調査	9月～10月
・充実策（総合支所内組織の再編）の中間案に対する区民意見の募集	10月
・外部評価（区民参画組織・来庁者等インタビュー等）	9月～21年1月
・区役所・支所改革に関する講演会	平成21年1月20日
・充実策（支援部等組織の再編）の素案に対する区民意見の募集	2月
・課題検討チームによる検討（支援部再編に伴う課題の整理）	2月～3月
・充実策（支援部等組織の再編）の中間案に対する区民意見の募集	4月
・各支援部内組織検討チームによる検討	4月～5月
・総合支所各課長との意見交換（課題解決へ向けた進捗状況の確認）	5月～6月
・支援部等各課長との意見交換（課題解決へ向けた進捗状況の確認）	5月～7月



【合意形成】	
・区役所改革会議（総合支所内組織の再編）	平成20年 7月～平成20年 11月
・区役所改革会議（支援部等組織の再編）	平成20年 11月～平成21年 7月
・総合支所協議会 随時開催	平成20年 7月～平成21年 7月



・充実策（総合支所内組織の再編）の素案の策定	平成20年 7月18日庁議 (行財政等対策特別委員会報告)
・充実策（総合支所内組織の再編）の中間案の策定	9月24日庁議 (行財政等対策特別委員会報告)
・充実策（総合支所内組織の再編）の策定	11月14日庁議 (行財政等対策特別委員会報告)
・充実策（支援部等組織の再編）の素案の策定	平成21年 1月21日庁議 (行財政等対策特別委員会報告)
・充実策（支援部等組織の再編）の中間案の策定	3月23日庁議 (行財政等対策特別委員会報告)

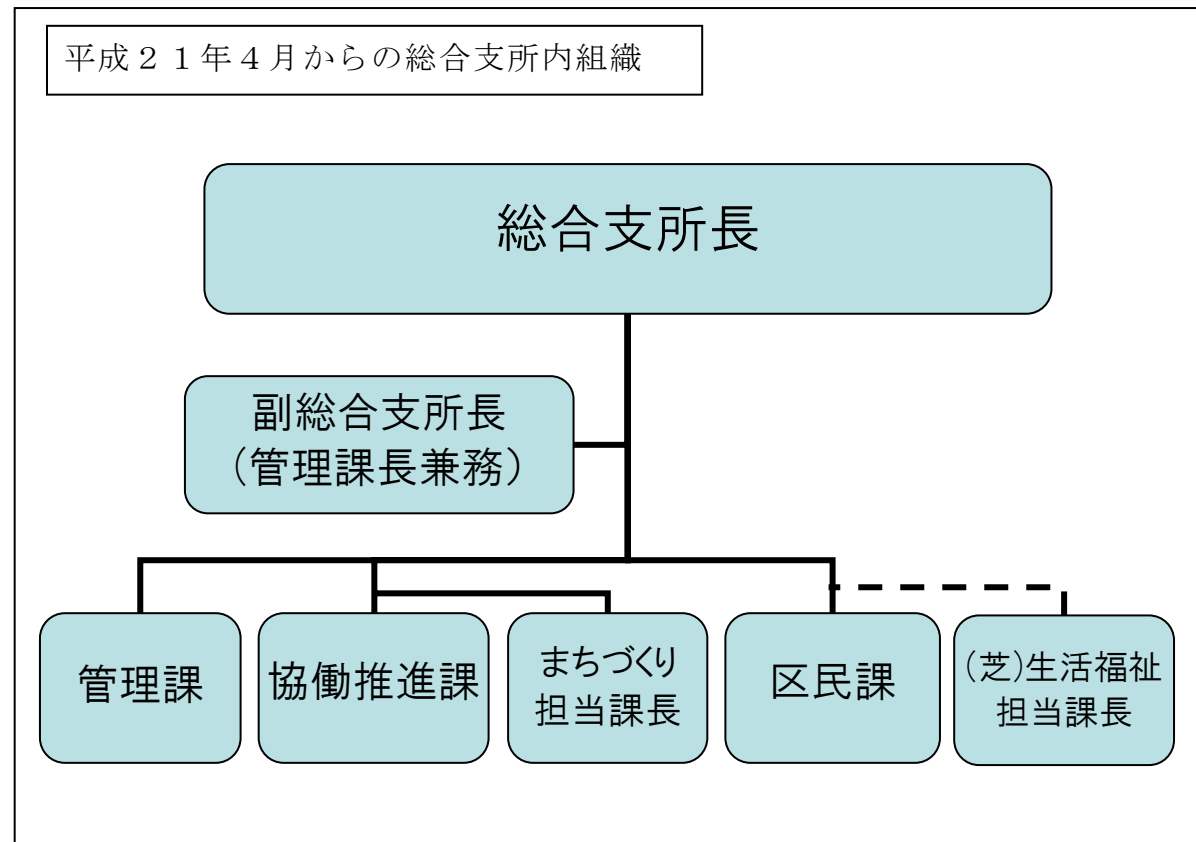
## 2 総合支所内組織の再編

区役所・支所改革スタートから3年目を迎えた平成20年度に、それまでにもたらされた様々な成果や効果を踏まえ、総合支所及び支援部の実施する事務について、職員参加による網羅的な検証や意見交換を行いました。

その結果、地域における課題を解決し身近な区民サービスの拠点としての機能を充実させるため、総合支所内組織の再編を行い、平成21年4月から新たな執行体制が始まりました。

検証に基づく再編のポイント及び再編後の総合支所内組織は、以下のとおりです。

◆ポイント1
政策立案分野と協働支援分野との連携及び地域における課題解決機能のより一層の充実・強化を図ります。
◆ポイント2
総合支所に新たに担当課長を置き、地域事業の定着を図るほか、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進を図ります。
◆ポイント3
総合支所内の管理調整機能を担う課を明確にし、当該課長を副総合支所長に位置付け、総合支所の体制強化を図ります。

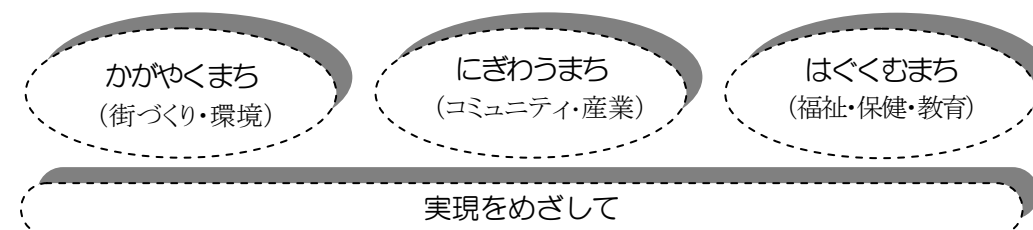


## 3 支援部等組織の再編

平成21年3月に策定した「総合支所中心の組織・執行体制の充実策」の中間案で示した基本方針、各組織の検討経過及び区役所改革会議での議論を踏まえ、以下のとおり平成22年4月に再編整備することとします。(組織名称はすべて仮称)

### (1) 基本方針

○ 港区基本計画における分野別計画の着実な実行に適った組織・執行体制に再編します。



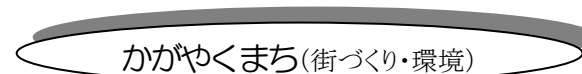
○ 区民サービスの拠点である総合支所の事務事業が円滑に執行できるよう、総合的な支援が効果的に行える組織・執行体制に再編します。

港区総合支所及び部の設置等に関する条例 第2条 (抜粋)  
部は、総合支所の事務を総合的に支援する組織としての役割を担うものとする。

○ 時代の変化に迅速かつ的確に対応した組織・執行体制に再編します。

トップマネジメント機能の充実      区を取り巻く喫緊の課題への対応

### (2) 組織再編等の内容



平成22年4月の組織改正点は、次のとおりです。

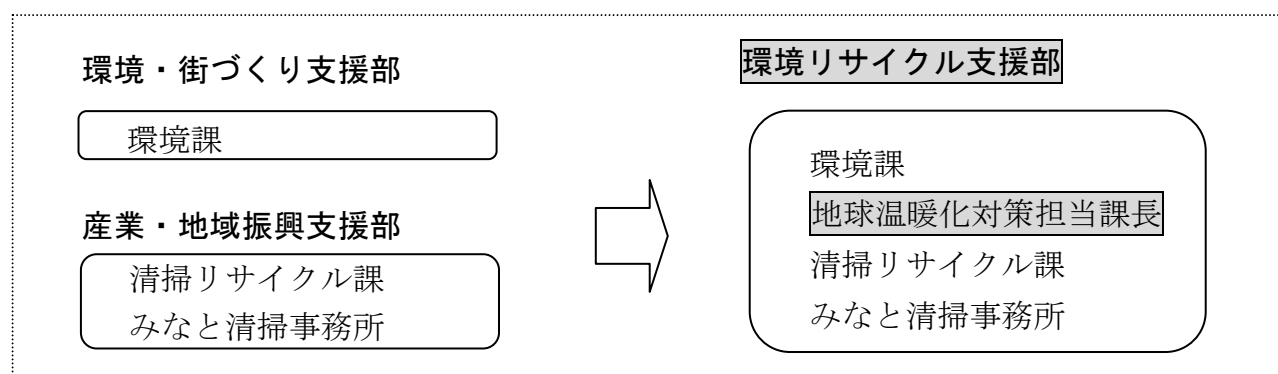
#### ① 地球温暖化対策を中心とした総合的な環境施策の推進

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象の進行、プラスチックの資源回収に伴うごみの分別意識の高まりなど、環境全般にわたる区民の関心は急速に高まっています。

このため、新たに「環境リサイクル支援部」を設置し、環境・街づくり支援部の「環境課」、産業・地域振興支援部の「清掃リサイクル課」及び「みなと清掃事務所」を移管することにより、二つの部に分かれている環境分野の一元化による総合的な環境施策の推進体制及び支援部機能を強化します。

特に、CO<sub>2</sub>削減の効果的な推進のためには、家庭はもとより多量の排出者である事業所の積極的な取組みが大きな鍵を握っており、大企業の本社機能が多数集中する港区において地球温暖化対策を強化していくことは、他自治体や全国の企業等に対する影響力から、極めて有効かつ重要な役割を果たすものといえます。

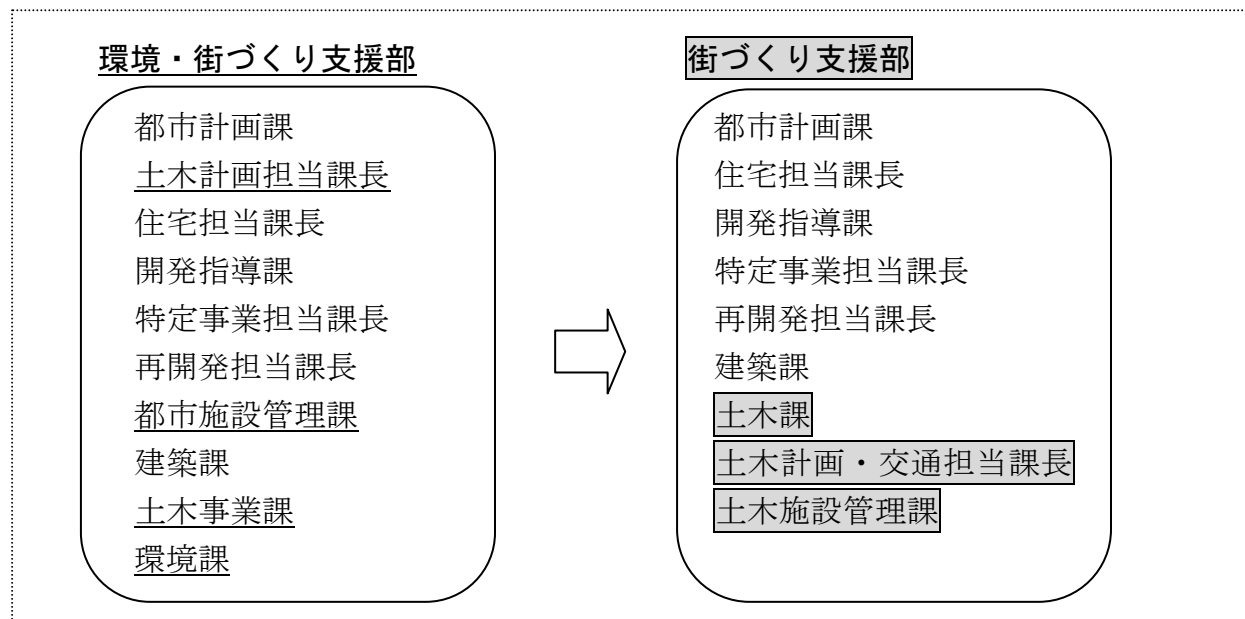
このため、事業所等の既存建築物の省エネルギー化の推進、民間開発事業における低炭素化への誘導等とともに、区有施設整備における低炭素化の推進を担う「地球温暖化対策担当課長」を新たに設置し、都市の熱環境（ヒートアイランド現象や地球温暖化の影響による都市部の高温化）の改善に向けた事業者や区民等との協働により、地球温暖化対策の更なる強化を図っていきます。



② 街づくり部門の支援部機能の強化

土木計画担当課長を現行の土木事業課ラインに位置付けることにより、都市施設管理課を含め、道路・公園等の土木施設の計画から財産管理や総合調整、事業執行までの一元化を図り、総合支所の土木部門に対する支援部の窓口を明確にするとともに、支援部機能の更なる強化を図ります。これに伴い、「土木事業課」を「土木課」に、分かりやすさの観点から「都市施設管理課」を「土木施設管理課」に名称を変更します。また、総合交通対策の更なる充実を図っていくことから、「土木計画担当課長」の名称を「土木計画・交通担当課長」に変更します。

なお、環境課の環境リサイクル支援部への移管に伴い、「環境・街づくり支援部」の名称を「街づくり支援部」に変更します。



にぎわうまち(コミュニティ・産業)

産業・地域振興支援部では、総合的な環境施策を推進していくため、清掃リサイクル課及びみなと清掃事務所を環境リサイクル支援部へ、また、健康増進事業や年金・保険等について保健福祉部門との連携の強化を図るため、国保年金課を保健福祉支援部に移管します。なお、平成21年秋の消費者庁創設に伴う国の動向や区の担う役割、田町駅東口北地区の消費者センターの改築、国際化の推進など、今後の情勢の変化を踏まえて引き続き組織のあり方を検討していきます。

はぐくむまち(福祉・保健・教育)

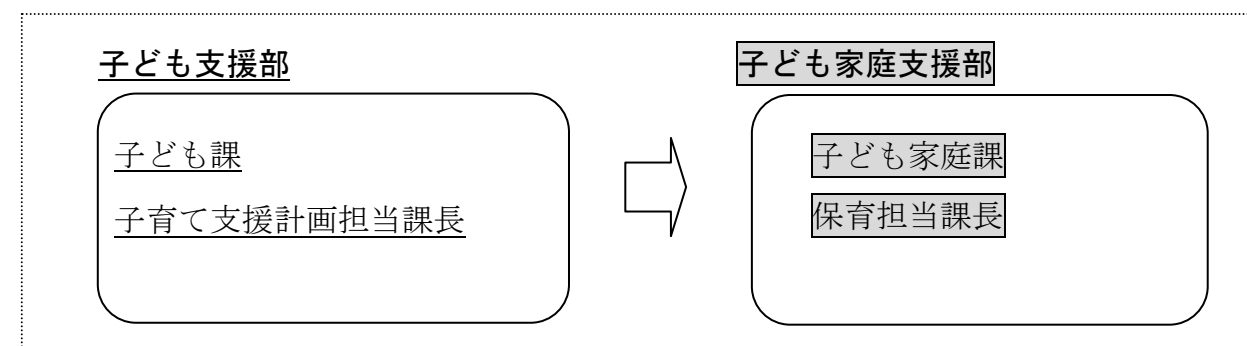
平成22年4月の組織改正点は、次のとおりです。なお、みなと保健所、教育委員会事務局では、平成23年度以降に予定されているみなと保健所や教育センター、図書館の改築等の情勢の変化を踏まえて、引き続き組織のあり方を検討していきます。

① 子育て支援分野の対応強化

核家族化や女性の就業率の向上など、家族の形態やライフスタイルが様々に変化し、子育て支援ニーズも多様化しています。特に、急激な人口増加に伴う保育需要の高まりにより、認可保育園の新設や既存保育園の改築・改修による定員拡大、認証保育所の誘致及び緊急暫定保育施設の設置などによる保育園待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

このため、「子育て支援計画担当課長」を「保育担当課長」とし、総合支所と連携して、保育園待機児童の解消や在宅子育て家庭への支援など就学前児童の総合的な子育て支援を推進していきます。

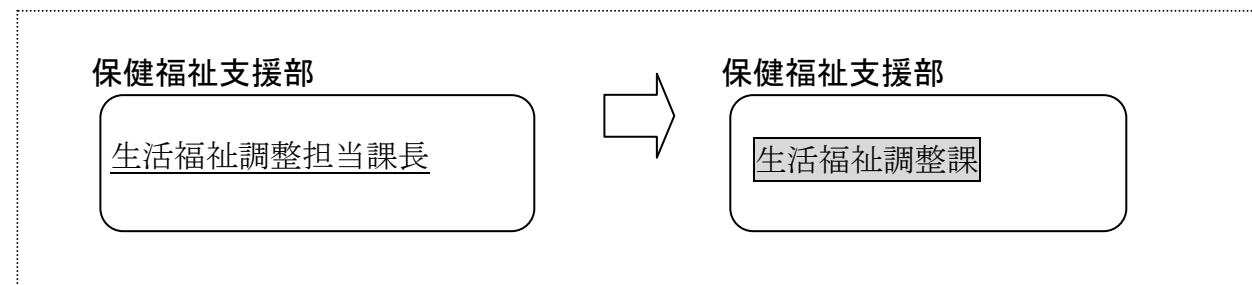
なお、子育て支援に加え、ひきこもりやドメスティック・バイオレンス等の問題を抱えた家族への支援を含め、家庭環境の整備も所管する分かりやすい組織とするため、「子ども支援部」を「子ども家庭支援部」に、「子ども課」を「子ども家庭課」に名称変更します。



## ② 低所得者対策の強化に向けた体制の整備

平成21年度に生活福祉調整担当課長を新設し、生活保護業務の総合調整機能の強化を図りました。更に、生活相談業務の充実等による低所得者対策における支援部の責任体制を明確化し、生活保護の決定等における区全体の統一的運営を強化するため、「生活福祉調整担当課長」を保健福祉課から分離し、生活保護業務を専任する「生活福祉調整課」とします。

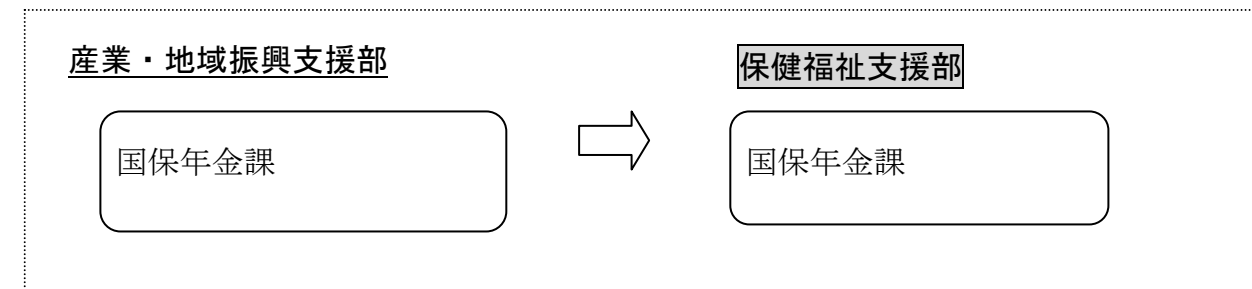
なお、保健福祉課では、高齢者の社会参加促進に向けて活動する団体への対応を一元化し、高齢者支援課との連携を強化していく予定です。



## ③ 社会保障制度の円滑な運営に向けた連携体制の強化

平成20年4月、生活習慣病の予防・早期発見を目的とした特定健康診査・特定保健指導が始まりました。近年、区民の健康への意識は高まっており、健康増進事業については、保健福祉部門との連携を図りながら効率的で、効果的な実施が求められています。

また、公的医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、公費医療費助成、国民年金等の業務について、保健福祉部門で所管する方がより区民にとって分かりやすくなることから、産業・地域振興支援部の「国保年金課」を保健福祉支援部に移管し、社会保障制度の円滑な運営に向けて部内の連携を強化していきます。



## 実現をめざして

平成22年4月の組織改正点は、次のとおりです。

### ① 政策調整機能の強化

平成10年4月、未曾有の財政危機という緊急事態の下、簡素で効率的な区政運営の推進の観点から、計画策定から予算、組織、施設建設、財産管理に至るまで、行政経営部門のすべてを現行の総合経営部に集中化しました。

近年、人口の回復や区民ニーズの多様化等に伴い、行政需要の質・量ともに大きく変化したため、よりきめ細かく質の高い行政サービスの展開が求められています。このような状況も含め、区民サービスの向上を図るためスタートした区役所・支所改革により、総合支所が地域に果たす役割は更に重要性を増しており、5地区総合支所を総合的に調整し、区として施策推進していく牽引力の更なる強化が必要となっています。

このため、総合経営部を再編整備し、企画や財政等の行政経営における全庁的な政策調整や区役所改革の進捗管理等の機能を担う「企画経営部」と、人事や公有財産の管理など組織運営の基盤となる部門を担う「総務部」の体制にすることにより、各機能の強化を図るとともに責任体制を明確にしていきます。

### ② 区民生活の安全確保体制の強化

首都直下地震や集中豪雨による都市型水害等の自然災害、また、新型インフルエンザ等の感染症や食中毒など、安全な生活や生命を脅かす事態への区民の不安は増しています。このような事態に対しては、区民への速やかで正確な情報提供、区民の安全確保のための関連部署への適切な指示等、区長のトップマネジメント機能と密接不可分な体制の確立が不可欠です。

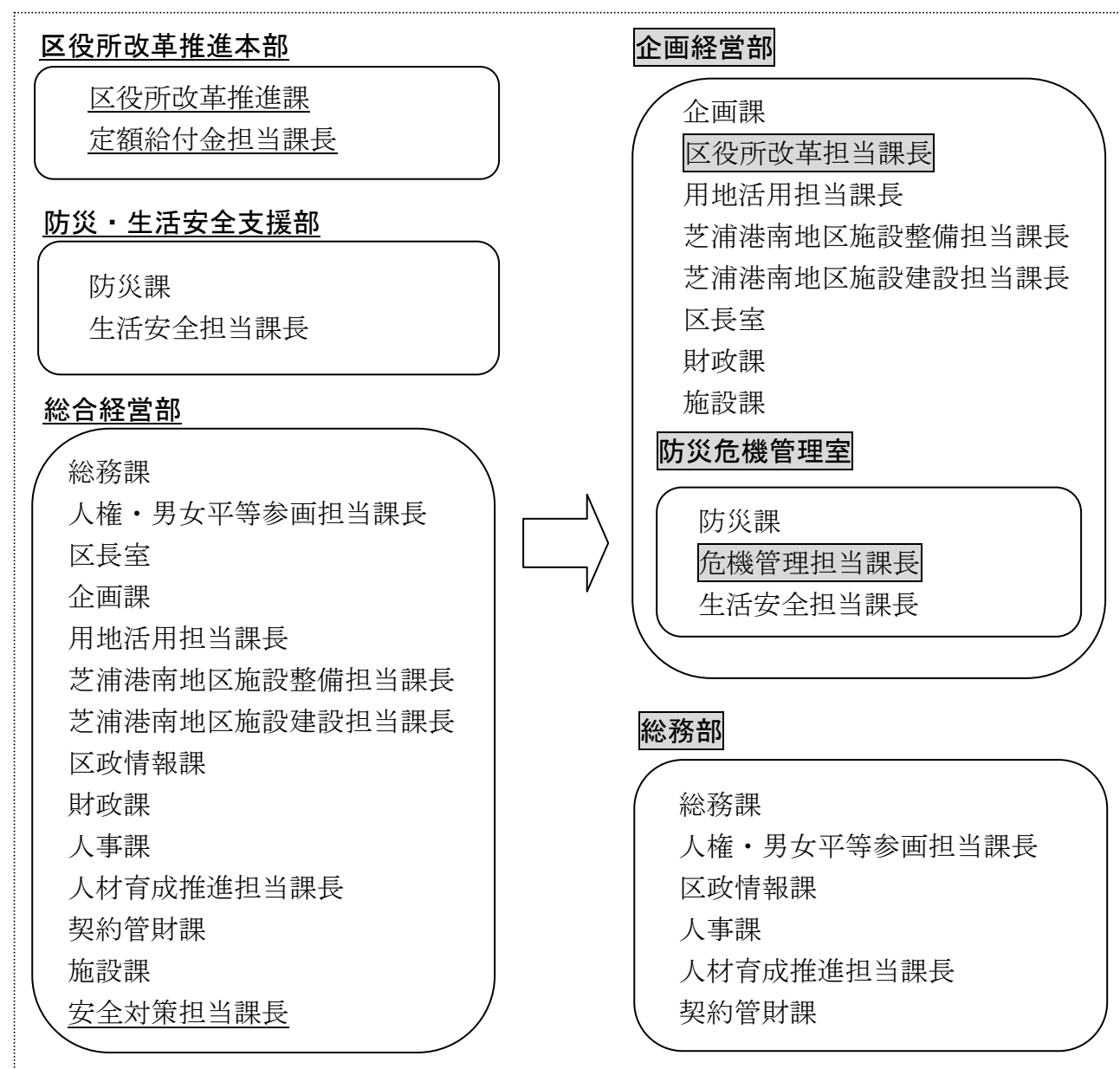
このため、防災や危機管理部門は、総合経営部が所管する区有施設の安全対策との一元化を図った上で、新設する「企画経営部」に包含し、区民生活の安全を所管する分かりやすい組織として「防災危機管理室」を設置します。

なお、区民の生命と財産に直結する危機管理に対応する責務の重要性から、防災危機管理室は部相当の組織とし、防災・生活安全支援部の「防災課」及び「生活安全担当課長」を設置します。また、総合経営部の「安全対策担当課長」については、区有施設の安全対策に加え危機管理全般を総括していくため、名称を「危機管理担当課長」に変更し防災危機管理室に設置します。



③ 区役所改革及び特命的事項の所管組織の設置

区役所改革の継続した検証と改善や施策推進へ向けた総合的な調整、特命的事項への的確な全庁的調整等の機能については、「区役所改革推進本部」の廃止に伴い、全庁的な政策調整を担う企画経営部に引継ぎ、総合支所や支援部の調整等を担う「区役所改革担当課長」を新たに設置します。



(3) 今後の予定

支援部等組織の再編内容に応じて、組織条例（港区総合支所及び部の設置等に関する条例）の改正案を本年第3回定例会に議案提出する予定です。なお、係組織の検討や分掌事務の調整等については、平成22年4月の本充実策の実施に向けた執行体制改善の中で行っていきます。

4 人にやさしい創造的な地域社会の実現をめざして

「より便利に」「より身近に」「より信頼される」区役所・支所の実現を目指して区役所・支所改革は始まりました。この間、区は政策の立案や事業実施において区民の多くの参加を得るとともに、地域の多様な主体との協力関係の下に共通の目的の実現に向けて連携を深め、その取組みは着実に広がりを見せてきています。

このような区政運営における区民の関心の高まりの下で、区民本位の視点に立った円滑な区政運営を推進していくこと、つまり区役所・支所改革の理念を成熟させていくためには、区の施策や方針の企画・立案から事業の実施、区民と直接対応する窓口等を含め、総合支所と支援部が各々の役割を十分認識し、両者の緊密な連携により共通の課題解決に取り組んでいく必要があります。

今後、更に区役所・支所改革を推進していくためには、

- ① 総合支所と支援部の相互補完による連携の強化
- ② 検証により明らかになった課題への対応
- ③ 参画と協働の定着と発展

などに対し、継続的に取り組んでいく必要があります。

今、区役所・支所改革により、地域の課題に対する区民と職員の共通認識の深まりとともに相互の信頼感は増しています。自治体内分権ともいえる総合支所制度が、港区という基礎自治体の中で地域性を活かしながら確実に根付き、今後とも改革の理念を十分に踏まえて、参画と協働の下に信頼と納得が得られる人にやさしい創造的な地域社会・港区が実現できるよう、区民、職員と一体的に取り組みを継続していきます。

区 民

● 総合支所は、区域における課題の解決及び身近な区民サービスの拠点としての役割を担う。

総合支所

管理課

- ・総合支所の調整及び管理運営
- ・広聴
- ・区施設の管理及び運営 等

協働推進課

- ・地区の政策形成
- ・地域振興
- ・生活環境 等

まちづくり担当

- ・街づくり
- ・土木 等

区民課

- ・住民基本サービス
- ・保健福祉サービス
- ・生活相談 等

＜総合支所と支援部の関係＞

総合支所と支援部は、区民本位の視点に立脚した円滑な区政運営を推進していく上で、相互に補完しあう関係にある。

支援部等

街づくり支援部

- ・都市計画
- ・土木 等

環境リサイクル支援部

- ・環境
- ・リサイクル 等

かがやくまち  
(街づくり・環境)

産業・地域振興支援部

- ・地域振興
- ・産業振興 等

にぎわうまち  
(コミュニティ・産業)

保健福祉支援部

- ・高齢者 ・障害者
- ・生活福祉 等

子ども家庭支援部

- ・子ども・家庭 等

みなと保健所

- ・生活衛生
- ・保健予防 等

教育委員会事務局

- ・教育

はぐくむまち  
(福祉・保健・教育)

実現をめざして

企画経営部

- ・政策形成及び区政の総合調整
- ・広報、広聴
- ・組織
- ・予算その他の財務 等

防災危機管理室

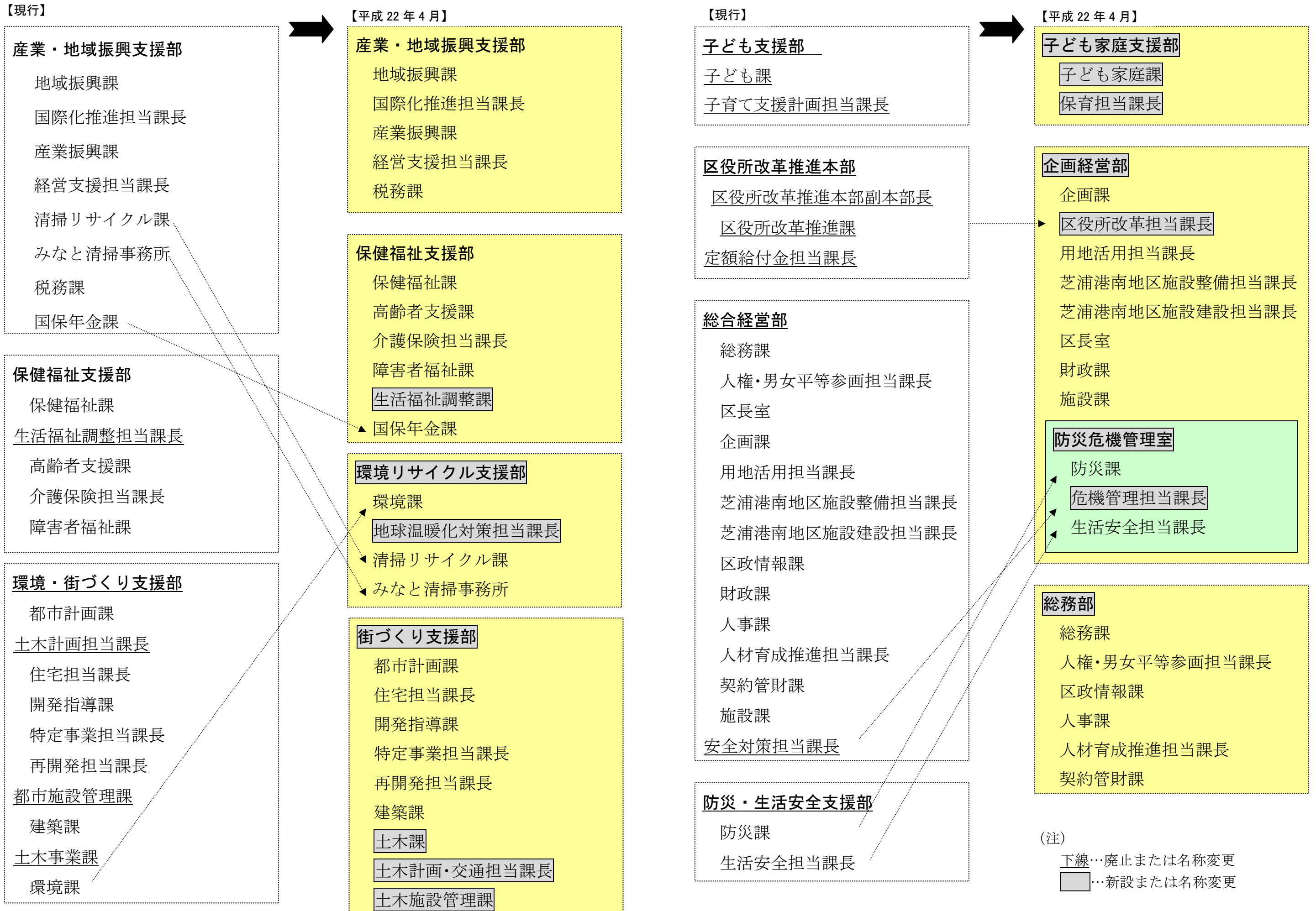
- ・防災 ・危機管理
- ・生活安全 等

総務部

- ・議会 ・文書、例規その他法令
- ・人事
- ・その他、他部に属しないこと 等

● 支援部は、総合支所の事務を総合的に支援する組織としての役割を担うとともに、総合調整と分野別の政策調整機能を担う。

# 支援部等組織の改正（現行→平成22年度）



# 港区の組織図

(平成21年4月1日)

(平成22年4月1日)

